

一般社団法人 日本照明工業会

技術資料 126-2008

誘導灯器具及び避難誘導システム用装置試験細則
Specification of luminaires for escape lighting and equipments for escape systems

－ Methods and procedure for approval test

改正追補

1. **適用範囲** 誘導灯器具及び避難誘導システム用装置試験細則（以下 技術資料 126）に定める試験方法について解釈・補足したものである。
2. **解釈・補足** 技術資料 126 本文項目にて解釈・補足を設ける部分は下線にて表示し、対応する本文項目における解釈・補足を下表にて定めることとする。

技術資料 126 本文項目	解釈・補足
<p>7 ページ</p> <p>5.7 光特性試験</p> <p>5.7.1 表示面の平均輝度</p> <p>a) 平均輝度の測定範囲は、器具、装置の表示板を取り付ける枠内とする。ただし、曲面を有する表示板のものは、表示内容が有効と判断される部分とする。</p>	<p>測定範囲は申請図面記載の有効表示面とし、有効表示面以外で発光する部分がある場合は、遮光して測定する。</p>  <p>側面及び背面が発光する場合は遮光する。</p> <p>点線内が有効表示面の場合、点線外は遮光する。</p> <p>有効表示面寸法</p> <p>有効表示面寸法</p>

<p>一般社団法人 日本照明工業会 技術資料 126</p> <p>「誘導灯器具及び避難誘導システム用装置試験細則」</p> <p>制 定：1994年 3月 24日</p> <p>改 正：2008年 12月 9日</p> <p>改正追補：2016年 12月 13日</p> <p>審議機関：JEA 誘導灯認定委員会（委員長 石井 弘允）</p> <p>立案機関：誘導灯基準作成小委員会（主査 小出 晋司）</p>	<p>発行日 2016年 12月 27日</p> <p>発 行 一般社団法人 日本照明工業会</p> <p>東京都台東区台東4-11-4</p> <p>（三井住友銀行御徒町ビル8F）</p> <p>電話 (03) 6803-0501</p> <p>禁 無断複写、転載</p>
--	--